

優良産業廃処理業者認定の申請方法

1. 申請方法

申請方法には次の2通りがあります。

優良認定（更新時）

産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、更新の申請とあわせて申請を行い、優良基準に適合している旨の認定を受けるといふもの。

優良認定（随時）（救済措置）

改正法施行日（平成23年（2011年）4月1日）以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、優良認定申請と併せて更新許可申請をする場合は、優良基準を満たせば優良認定を与えることとするもの。

本措置は、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定を受けることができなかった業者を救済すること等を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者に限定する。なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間とする。

2. 必要書類

必要書類をそろえて、正副1部ずつ（計2部）提出してください。

必要書類一覧表

	書 類	
1	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	別記様式第1号
2	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類	次のいずれか 産廃情報ネット発行の証明書類 自社HP情報公表・更新の該当部分
3	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	次のいずれか ISO14001認定証 エコアクション21認定証
4	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	加入証（日本産業廃棄物処理振興センター交付）
5	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類	国税 直前3期分の納税証明書 法人納税証明書その1 1 地方消費税納税証明書その1

		<p>県税（熊本県） 直前 3 期分の納税証明書 （個人は市町村交付による） 県民税 事業税 不動産取得税</p>
		<p>市税 市税滞納有無調査承諾書（別記様式第 2 号）</p>
		<p>社会保険料 熊本市内事業所における過去 2 年分の 社会保険料納入確認書 （ 国民健康保険の被保険者である場合、国民健康 保険組合の納付証明書等）</p>
		<p>労働保険料 熊本市内事業所における過去 3 年分の 労働保険料納入証明書</p>
6	現に受けている産業廃棄物処理業の許可の許可証の写し	
7	直前三年事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(現に受けている許可の申請書に添付したものを除く。)	

(備考)(1) 提出する発行証明書類は原本もしくは写しを提出する。

お問合せ

熊本市中央区手取本町 1 - 1

熊本市役所 ごみ減量推進課 事業ごみ対策室

電話 096 - 328 - 2365